

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 健康や食を取り巻く環境の変化

わが国では、生活水準の向上や医学の進歩などにより、平均寿命が伸び世界有数の長寿国となりました。しかし、急速に高齢化が進むとともに、生活環境やライフスタイルの変化等によって、がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病が増えてきました。その結果、壮年期の死亡や介護を必要とする人が多くなり、いかに健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばすことができるかが重要となっています。

また、社会経済構造が大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、食生活やそれを取り巻く環境が激変し、食習慣の乱れ、栄養の偏り、生活習慣病の増加、食の安心・安全の問題など、食をめぐる様々な問題が顕在化してきました。

そのような中、厚生労働省が5年ごとに公表する平均寿命の調査結果で平成22年沖縄県は、女性が全国1位の座を奪われ3位となりました。男性は前回25位から30位に更に順位を下げました。また、平成22年の人口動態調査によると死亡者全体に占める65歳未満の死亡の割合は、沖縄県は男女ともに1位という結果が出ており、次の世代の健康及び長寿は益々深刻な状況となっています。

嘉手納町の平成22年の平均寿命は、女性は前回22位から順位を上げ県内5位となりましたが、男性は前回37位から38位と更に順位を下げました。本町では男性の健康問題が深刻な状況となっています。

(2) 健康づくりの推進について国や県の動き

国では、平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」について、平成23年度に最終評価が行われました。それをふまえ、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、平成24年7月に「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を柱とする、「健康日本21（2次）」（計画期間は平成25年度～平成34年度）を策定しました。

沖縄県では、平成14年1月に「健康おきなわ2010」を策定し、県民一体

の健康づくり運動に取り組んできました。しかし、平成17年の国勢調査の結果では、男性の平均寿命は25位となりました。そこで、「健康おきなわ2010」の目的や基本的な考え方を引き継ぎながら、長寿世界一復活に向けた、21世紀における沖縄県の行動計画として、平成20年3月に「健康おきなわ21」（計画期間は平成20～29年度）へと改定しました。

平成24年度は、計画前期に設定した取り組みや目標値の達成状況について中間評価を行い、「健康おきなわ21」計画後期（計画期間は平成25～29年度）を策定しました。

（3）食育推進について国や県の動き

国は、健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な精神を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成17年に「食育基本法」を制定しました。また、「食育基本法」に基づき「食育推進基本計画」（計画期間は平成18年度～平成22年度）を策定し、食育の推進に関する施策の基本的な方針や目標値を定めました。

平成23年3月には、過去5年間の食育に関する取り組みの成果と課題をふまえ、新たに「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」の3つを重点事項に掲げた「第2次食育推進基本計画」（計画期間は平成23年度～平成27年度）が策定されています。

沖縄県では、平成19年2月に「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ（万人）プラン～」（計画期間は平成18年度～平成24年度）を策定しました。同計画では、食育の推進に関する施策の基本的な方針と目標値を掲げ、県民運動としての食育を推進してきました。その結果、3歳児の肥満割合の減少、児童生徒の朝食摂取率の増加など一定の成果がみられました。

そして、これまでの計画の成果や課題をふまえるとともに、沖縄県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に一層推進するための新たな指針として、平成24年度に「第2次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ（万人）プラン～」（計画期間は平成25年度～平成29年度）を策定しました。

（4）嘉手納町の健康づくり・食育推進について

本町は、平成18年3月に「健康かでな2010」を策定し、町民の健康づくりを推進してきました。

本計画は、前計画の期間終了に伴い、健康づくりに加え食育についての施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的行動計画として、「健康・食育かでな21（第2次嘉手納町健康増進計画・食育推進計画）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

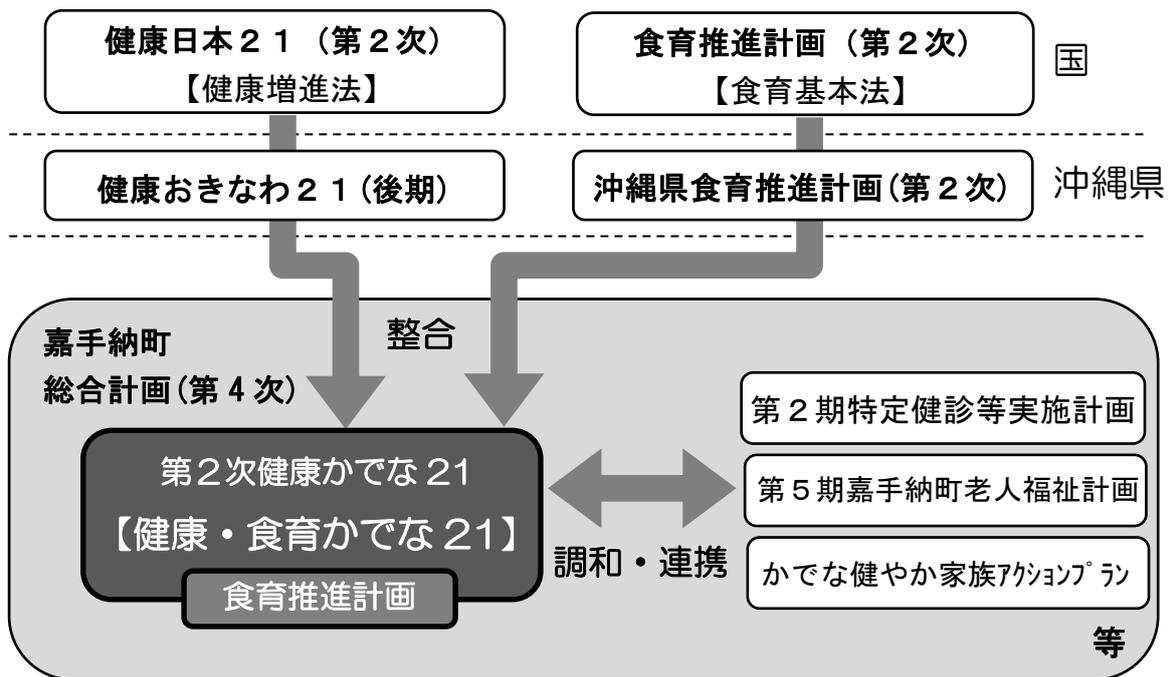
「第2次健康かでな21」は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置づけるものです。

「食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、健康増進計画と整合性を図り策定するものです。

嘉手納町では、この2つの計画を一体化した「健康・食育かでな21」を策定することにより、健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進します。

また、第4次嘉手納町総合計画と調和・連携を図り、「第2期特定健診等実施計画」など嘉手納町における他の関連する個別計画と連携しながら、施策の推進を図ります。

【図：計画の位置づけ】

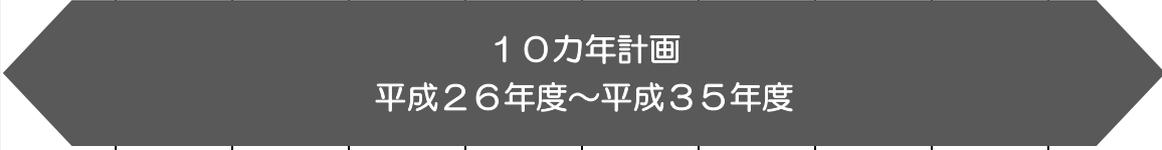


3 計画の期間

本計画は、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間を計画期間とします。

平成30（2018）年度に中間評価、平成35（2023）年度に最終評価を行います。

また、社会情勢の変化や制度改正などに対応するため、必要性が生じた場合には、それに応じて見直し・修正を行います。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
									
			町民アンケートの実施	中間評価				町民アンケートの実施	最終評価

4 計画策定の進め方

以下の取組みを通じて、本計画の策定にあたりました。

(1) 各種統計資料の分析

本町の健康に関する「現状と課題」を明らかにするため、各種統計資料をもとに分析を行いました。

(2) 健康と食に関する町民アンケート調査

町民の健康や食についての実態を把握し、本計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 第2次健康かでな21策定委員会、食育推進計画策定委員会

計画策定に町民が参画する場として、ワークショップを実施し、本町の健康づくりや食育に関する現状等を知ってもらうとともに、健康づくりや食育推進に関する課題や個人の目標、地域の役割などを検討しました。

(4) 庁内策定委員会

庁内関係各課の代表者で構成する「庁内策定委員会」を設置し、健康づくりや食育に関する現状や課題について話し合い、行政が行うべき取組みについて検討しました。

(5) 健康づくり推進協議会

町長が委嘱する町民団体の代表者などで組織された「嘉手納町健康づくり推進協議会」において、本計画の審議を行いました。

5 計画の構成

本計画は、「健康増進法」第8条に基づく市町村健康増進計画と「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画を一体的に策定したものであり、健康づくり推進分野と食育推進分野を包括し、以下のような構成となっています。

【図：計画の構成イメージ】

